

! 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、既に市報などで掲載されているものや、例年行われているイベント・事業についても中止・延期となっている可能性があります。事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。また、参加される際には、マスクの着用など、感染症対策にご協力ください。

廃棄物処理手数料の減免申請 ～市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者に配布～

6月10日(休)から別表の世帯を対象に、減免(指定収集袋の無料配布)の申請を受け付けます。別表の「必要なもの」とマイバッグなどをご持参ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、皆さんの健康と安全面を考慮し、**受付場所を田無庁舎と防災・保谷保健福祉総合センターの2カ所とし、町別に来庁日を指定させていただきます。**ご都合がつかない場合は、他の受付日でも申請を受け付けます。また、開始直後の午前中は大変混み合う場合がございますので、お時間をずらしてご来庁ください。混雑緩和に皆さんのご協力をお願いします。

※対象者が窓口に来られない場合は、代理人が委任状と代理人の本人確認が

町別の受付日・場所

町名	受付日	場所
北原町・芝久保町	6月10日(休)	
田無町・向台町	11日(金)	田無庁舎1階 ロータリー横
西原町・緑町・柳沢	14日(月)	図書館下ピロティ
南町・谷戸町・新町	15日(火)	
東伏見・東町・住吉町・ひばりが丘北・北町・下保谷	17日(休)	防災・保谷保健福祉 総合センター 南側入り口
保谷町・富士町・泉町・ひばりが丘・栄町	18日(金)	(保谷庁舎敷地内)
中町	19日(土)	

※受付時間：午前9時～午後7時(正午～午後1時を除く)、土曜日は午後1時まで
※上表の集中受付期間中はエコプラザ西東京での配布は行っておりません。

できるものを持参

※別表③～⑩の対象の方は、市報から申請書をダウンロードできます。ご持参いただくと待ち時間の短縮になりますのでぜひご利用ください。

配布枚数

- 可燃・不燃ごみ兼用袋130枚
- プラスチック容器包装類専用袋50枚

※別表①～⑨の方…

7月～令和4年6月分

別表⑩の方…

4月～令和4年3月分

収集袋の大きさ

- 1人世帯……小袋(10ℓ相当)
- 2～4人世帯…中袋(20ℓ相当)
- 5人以上世帯…大袋(40ℓ相当)

※袋のサイズ交換はできません。

※6月10日(休)前の受付はできません

のでご注意ください。

※申請受付日以降は、ごみ減量推進課(エコプラザ西東京)で平日のみ受付

※8月1日(日)以降に申請した場合の配布枚数は、申請した月分からとなります。

※注 ⑦～⑨の方は平日の午後5時以降および土は、市民税の非課税確認が

別表

減免対象(重複する場合は、1つのみ)	必要なもの
① 生活保護世帯	認め印・生活保護担当者確認印を押した申請書
② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者が属する世帯	認め印・担当者確認印を押した申請書
③ 児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯等)	認め印・手当受給証
④ 特別児童扶養手当受給世帯	認め印・年金受給証
⑤ 老齢福祉年金受給世帯(明治44年以前に生まれた方)	認め印・年金受給証
遺族基礎年金受給世帯 1)世帯に18歳到達年度の末日までの扶養者がいる方(平成15年4月2日以降に生まれた方) 2)世帯に障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の扶養者がいる方	認め印・年金受給証(受給者全員) もしくは 年金振込通知
⑦ 身体障害者手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯 ※注	認め印・各手帳 ※令和3年1月1日時点で本市に住居登録がなかった方は、以前に住居登録をしていた市区町村の令和3年度非課税証明書(世帯全員)
⑧ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯 ※注	
⑨ 愛の手帳1度または2度の所持者で市民税非課税世帯 ※注	
⑩ 東日本大震災により居住継続が困難となった被災者および福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等から避難された世帯	認め印・関係官公庁が発行する被災証明書など

できないため当日配布不可。平日5時までにご来庁ください。

※混雑を防ぐため、できるだけ1世帯お一人での来庁をお願いします。

※来庁時はマスクの着用および入り口での手指消毒にご協力をお願いします。

▶ごみ減量推進課

☎042-438-4043

市民税・都民税(住民税)の納税通知書の送付

▶市民税課 ☎042-460-9827・9828

市・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

納税通知書には、令和2年中の所得および各種控除の内容やそれを基に計算した市・都民税の税額が記載されています。なお、金融機関などの窓口で納めていただく方については、納付書が同封されています。納付書は、1枚ずつ期別ごとに分かれているので、納期限をよく確認して納付してください。

詳細は、納税通知書に掲載している説明や同封されているお知らせをご覧ください。

※非課税の方への送付はありません。

※徴収方法が給与からの特別徴収(引き落とし)となっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

納税通知書の送付日

- 65歳未満(4月1日現在)の方…6月4日(金)
- 65歳以上(4月1日現在)の方…6月11日(金)

3月16日以降に確定申告書や市・都民税申告書を提出された方

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、確定申告書や市・都民税の申告期限が延長されました。

延長された申告期間(3月16日以降)に確定申告書を提出された場合

確定申告書の情報が、税務署から市へ送られるまでに時間がかかる場合があります。

次の件について、ご理解をお願いします。

●当初賦課について

申告期限の延長に伴い、「確定申告書」や「市・都民税申告書」の内容が、令和3年度市・都民税当初賦課(特別徴収：5月、普通徴収：6月)へ反映されるまでに時間を要する場合があります。

その場合、普通徴収については第2期以降、給与からの特別徴収については8月分以降にて課税、ま

たは税額変更などの処理を行い、通知することになります。

また、各種保険料(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)などの算定においても、反映に遅れが生じる場合があります。

●課税・非課税証明書について

申告期限の延長により、課税・非課税証明書への反映についても遅れが生じる場合があります。

市・都民税が給与から特別徴収となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。

給与から特別徴収をしている勤務先以外からの収入(公的年金などの雑所得、事業所得、その他の勤務先からの給与収入など)があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収の方でもご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

納付について

今回送付する納税通知書に同封する納付書(口座振替の方を除く)の納付場所や支払方法などの詳細は、納税通知書6ページをご覧ください。なお、コンビニエンスストアの場合、1枚当たりの税額が30万円以下の納付書に限りご利用が可能です。

課税・非課税証明書の発行

令和3年度の証明書の発行…6月4日(金)から

※市・都民税の納付方法が、全て給与からの特別徴収の方は5月17日から発行しています。

□**交付窓口** 市民税課(田無庁舎4階)・保谷庁舎総合窓口係(防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所(ひばりが丘駅前出張所・柳橋出張所)

コンビニエンスストアでの証明書の発行

利用者用電子証明書の暗証番号を登録している個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方は、

コンビニエンスストアの多機能端末(マルチコピー機)で交付窓口より100円安く証明書を取得できます。なお、コンビニエンスストアでは最新年度(令和3年度)のみの発行となり、利用開始は6月4日(金)の午前9時30分からとなります(通常の利用可能時間は、午前6時30分～午後11時)。

証明書を発行できる方

①市・都民税申告書または確定申告書を提出した方
②給与や公的年金などの支払先から支払報告書などの提出があった方

③①と②のいずれかに該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載がある在住の方

※①～③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに1カ月ほどかかる場合があります。また、既に申告書を提出している方でも、提出時期によっては、同様の期間を要する場合があります。※市・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送可)。

令和3年度に非課税となる方

- 令和3年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- 令和2年分の合計所得金額が135万円以下の障害者・寡婦・ひとり親および未成年者(平成13年1月3日以降生まれ)の方
- 令和2年分の合計所得金額が下表以下の方

市・都民税非課税限度額

扶養人数※	合計所得金額
0人(本人のみ)	45万円
1人	101万円
2人	136万円
3人以上	1人増ごとに35万円加算

※扶養人数…控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数